

障精発 0 1 2 2 第 1 号
令和 8 年 1 月 2 2 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等に関する会計検査院の是正及び是正改善の処置要求等への対応について

標記について、「会計検査院からの是正及び是正改善の処置要求等について」（令和 7 年 10 月 17 日事務連絡）（別添 1）において周知したとおり、会計検査院法第 34 条及び第 36 条の規定に基づき是正及び是正改善の処置要求等がなされているところである。

都道府県及び更生医療の実施主体である市町村におかれては、下記 1 のとおり対応をお願いする。また、下記 2 から 4 までについて、別紙を参照の上、是正改善に対応いただくとともに、再発防止への積極的な取組や、制度の運用にあたり十分な確認体制の構築をお願いしたい。

各都道府県におかれては、当該通知の内容について、管内の実施主体に対して周知し、指定自立支援医療機関に対しては、当該通知の内容とともに、自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者（以下「特定疾病併用者」という。）に対する請求の適正化について周知いただきたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係
TEL : 03-5253-1111（内 3057）
E-mail : jiritsuiryou@mhlw.go.jp

1. 過大に支給されていた自立支援医療費の返還等について

- (1) 「自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について」(令和7年10月14日7検第201号)(以下「会計検査院指摘」という。)において指摘を受けた13府県111実施主体は、指摘の対象となった令和5年度障害者医療費国庫負担金の実績額を精査の上、過大に支給されていた額について、過誤調整を行うなどして速やかに返還等の措置を講じること。
- (2) 会計検査院指摘において、特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたものとして指摘を受けた9府県20事業主体は必ずしも返還等の措置を求めるものではないが、自主的な点検等により過大に支給されていたことが判明した場合は返還等の対応を行うこと。
- (3) 会計検査院指摘の事案に限らず全ての実施主体においては、必要に応じて自主的な点検を実施し、過大に支給されていたことが判明した場合は返還等の対応を行うこと。また、同様の事態が発生することがないよう下記2を参照のうえ、制度の運用にあたり十分な確認体制を構築すること。

2. 実施主体に対する継続的な周知、適正審査の徹底について

- (1) 各都道府県は実施主体に対して①及び②を継続的に周知することにより、適正に審査を行うよう徹底を図ること。
 - ① 特定疾病併用者に係る自立支援医療の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこと。周知に際して、制度の内容や必要性は「自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定に関する会計検査院の是正改善の処置要求への対応について」(平成27年4月24日障精発0424第1号)別紙の1及び2(別添2)を参照すること。

また、具体的な審査方法や確認事項等については、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」(平成18年6月13日障精発第0613001号)(別添3)、「会計検査院の是正改善の処置要求への具体的対応について」(平成27年4月24日事務連絡)(別添4)を参照すること。

② 人工透析患者の自立支援医療費の支給認定申請に当たっては、以下の対応を実施するよう継続的に周知すること。

- ・申請者が特定疾病制度の認定を受けている場合は、特定疾病療養受療証の写しを必ず提出させ、指定自立支援医療機関を受診する際にも必ず提示するよう申請者へ説明する。
- ・申請者が特定疾病制度の認定を受けておらず、特定疾病併用者となりうる者の場合は、自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけ、適正な運用がなされるよう徹底を図る。

(2) 自立支援医療受給者証と特定疾病療養受療証とを一体として携行できるような工夫(※)をすることなどにより、特定疾病併用者の利便性を図ることができるよう配慮すること。

※例えば、自立支援医療受給者証と特定疾病療養受療証を紙で発行する場合、双方をホチキスで留める等。

3. 適正かつ効率的に審査可能な体制の整備について

システムの一層の活用を図るため、障害者福祉システム標準仕様書【第 5.0 版】(令和 7 年 8 月 29 日改定)において、機能要件に特定疾病制度の点検項目を追加する改正を行った。

実施主体においては、当該システムの活用により、適正かつ効率的に審査を行うことができるよう体制を整備すること。

障害者福祉システム標準仕様書【第 5.0 版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20807.html

4. 指定自立支援医療機関における適正な請求への対応について

実施主体と指定自立支援医療機関の間で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有していない事態は適切ではないとの指摘があったことから、指定自立支援医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、実施主体と指定自立支援医療機関の間で情報を共有する取組を実施すること。

なお、実施方法の対応例を以下でお示しするが、例示の対応に限らず、実施主体の実情を踏まえて対応いただきたい。

<対応例>

支給認定（更新）の際等に、指定自立支援医療機関への情報共有について、あらかじめ受給者本人の同意を得た上で、以下のような取組を実施する。

- ・ 指定自立支援医療機関から特定疾病療養受療証に係る照会が実施主体になされた場合、必要な情報を速やかに指定自立支援医療機関へ提供する。
- ・ 特定疾病療養受療証の有無を含む情報をあらかじめ指定自立支援医療機関へ提供し、情報共有する。